

太田市消防本部住宅用火災警報器取付け支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及を図り、火災から高齢者の生命、身体及び財産を守るため、太田市消防本部管内に居住する高齢者の世帯に対し住警器の取付けを支援する太田市消防本部住宅用火災警報器取付け支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市消防本部とする。

(対象世帯)

第3条 住警器の取付けに係る支援（以下「取付け支援」という。）を受けることができる世帯（以下「対象世帯」という。）は、太田市又は大泉町に住所を有する者から構成される次に掲げる世帯とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防長が取付け支援をする必要があると認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、対象世帯の居住する住宅、施設等が次の各号のいずれかに該当する場合は、取付け支援の対象としない。

- (1) 公営住宅
- (2) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム又はグループホーム
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その管理者等が住警器の設置をすべき住宅、施設等と消防長が認めるもの

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象世帯の居宅に住警器を無償で取り付ける。
- (2) 取付け支援の対象となる住警器の機種については、ビス止めのできるものに限るものとし、電気配線等の工事が別途必要なものは対象外とする。

(事業実施条件)

第5条 取付け支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 取付けを希望する住警器を各世帯で事前に準備しておくこと。
- (2) 住警器の取付けに必要なネジ等を用意すること。
- (3) 取付け支援に際して申請者（申請者が立ち会えない場合には、代理人）が立ち会えること。

- (4) 住警器の取付け後に設置場所の変更、電池交換、取り外し等を依頼しないこと。
- (5) 住警器の取付け後に発生した火災（当該取付けに起因するものを除く。）について、市側に対し補償等を請求しないこと。
- (6) 共同住宅、借家等の持ち家以外の住宅に居住している場合は、住警器の設置について当該住宅の所有者又は管理者から承諾を得ること。

（申請）

第6条 申請者は、住宅用火災警報器取付け支援申請書兼承諾書（様式第1号。以下「申請書兼承諾書」という。）及び住宅用火災警報器取付け支援申請に係る確約書（様式第2号）を消防長に提出しなければならない。

（決定通知）

第7条 消防長は、前条の規定による申請書兼承諾書の提出があったときは、その内容を審査の上取付け支援の実施の可否を決定し、その旨を住宅用火災警報器取付け支援決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（取付け場所の確認）

第8条 消防職員は、取付け支援を実施するときは、住警器の設置場所の確認を行い、取付け支援の実施が困難であると判断した場合は、取付け支援を実施しないものとする。

（承諾書）

第9条 消防職員は、取付け支援の実施が可能であると判断した場合は、申請者に取付け支援の実施方法等の説明を行い、申請書兼承諾書の同意欄に署名を求めるものとする。この場合において、申請者が署名を拒否したときは、取付け支援を実施しないものとする。

（免責）

第10条 取付け支援の実施後に発生した火災その他の災害（当該取付けに起因するものを除く。）に対して、市側は賠償責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。